地方創生の実現に向けて

基本政策検討チームヒアリング資料

(地方移住関連施策)



岡山県高梁市

市長 近藤隆則

1. 高梁市の概要

(7)

```
\bigcirc
  人口 33,170人(平成26年9月末住民基本台帳)
2
  面積 547.01 km²
③ 高齢化率 36.97%
④ 第1次產業人口 2,516人(15.9%)(H22国勢調查)
  第2次產業人口 4,552人(28.8%)
  第3次產業人口 8,727人(55.3%)
            自然動態 H17~H22
                                2,032人
⑤ 人口動態
                                - 1,194人
                    H23~H25
            社会動態
                               -1,632人
                    H17 \sim H22
                    H23 \sim H25
        5, 198ha (田2, 872ha 畑2, 326ha)
(6)
  耕地面積
          (うち非農地 1,079ha (田593ha 畑486ha))
```

教育施設 小学校 16校 中学校 7校 高校 5校 大学 1校

2. 高梁市の主な取り組み

- ① 子ども医療費の無償化 ― 入院・通院とも18歳到達後の最初の3月 31日まで
- ② 幼稚園での給食提供 一 公立幼稚園で週4日の給食実施
- ③ 高校生バス通学補助 一 バス通学定期券の1/2を補助
- ④ スクラム作戦 要支援児に対し就学前から教諭、保健師、 療育関係者等が定期的な情報交換と支援
- ⑤ 保育料多子減免 一 就学前の子供の幼保施設利用料を第2子は 半額、第3子は全額免除
- ⑥ 不妊・不育治療助成 一 市内在住で、不妊は県補助を引いた残りを 全額助成。回数不問。不育は30万円を限 度に1/2を助成
- ⑦ 住宅新築助成 一定要件の下、用地購入60万円、新築資金125万円(いずれも上限)を助成
- ② 空き家改修等助成 一 空き家購入、賃貸物件の改修経費を助成 50万円上限

- ⑨ こんにちは赤ちゃん事業一 保健師による出生後4か月以内の保健指導
- ① 高齢者支援見守り施設 地域で生活したい高齢者を集合住宅に居住 してもらい、見守り機能を備える
- ① 福祉移送サービス運行 市内全域で移送サービスを実施(全国で 2番目に開始)
- ① 観光アクションプラン 一 国重文「備中松山城」、重伝建「吹屋地区」などを中心とした民間主導型の観光戦略実践
- ① トイレのまちづくり 一 市内の公衆トイレ150か所を調査し、気持 ちのいいトイレに改良
- ① 企業立地支援 新規企業立地及び拡張に対し、固定資産税 の相当額を6年間助成
- ⑤ 住宅リフォーム事業 一 既存住宅の改修経費の一部を助成

3. 実現に向けての提案・提言

- ① 未来に希望の持てる中山間地であるために、次の5つの柱で中山間地域の在宅医療連携を支える仕組みづくり
 - I 過疎化が著しく遠距離または採算性の厳しい中山間地域において、訪問診療、訪問看護、訪問介護等の在宅医療連携を進めるため、病院等、事業所を支える新たな助成制度の創設
 - Ⅱ 医療介護点数に、「ITを利用した患者情報共有加算(仮称)」の新設
 - Ⅲ 過疎地域におけるコンパクトシティ推進のため助成制度の創設
 - IV 地域で支えあうための市民組織に対して助成制度の創設
 - V 中山間地域における在宅医療の充実を図るため、医療従事者を派遣できる制度の創設

- ② 女性が元気でない地域は疲弊する。子育て支援と高齢者支援には行政 も民間も積極的に女性活用を行う傾向があるが、全年齢において地域社 会での女性参画を図る上でも、女性の「多面的支援」「一生の支援」対 策を確立させる。
 - I 母子手帳を受けてから出産後1年までのサポート体制を確立させる。行政だけでなく、民間のサポート(高齢者の活用も)も織り交ぜ、さらに、子育ての最初の1年間は月額10万円程度の支援を行い、母親と乳児が一緒に過ごす環境づくりが必要。
 - 事業所の理解を得て、産休・育休職員の雇用の維持を進める。その際、何らかの企業に対するメリットも必要。
 - 女性の相談窓口の開設。(対応者は女性だけに限らず、男性も対応する仕組みが必要)
 - Ⅳ 女性のニーズに適した雇用形態の構築及び業種の育成。

- ③ 農村地域への企業誘致を円滑かつ迅速に推進させるために
 - I 農業振興地域への工業等の導入における農業振興地域の整備に関する法律の規制 を緩和する。農工法で策定することが定められている基本計画(県)及び実施計画 (市町村)の大幅な策定期間の短縮。
 - Ⅱ 農地転用に係る規制の特例措置を設け、企業誘致のための団地整備にかかる整備期間の短縮を図る。
- ④ 児童手当を見直し、個人給付を廃止して市町村交付金に変える。これにより、国において統一的な子育て支援政策の実現も可能。また、市町村独自の対策の実施も可能。

4. 成功事例 · 失敗事例

【成功事例】

平成2年 農村地域工業等導入促進法に基づく工場団地造成後、工場誘致に 成功

- 1. 自動車部品製造業: 敷地面積2.8ha、従業員数 101名
- 2. 食料品製造業: 敷地面積0.7ha、従業員数 50名

【失敗事例】

平成20年に道路貨物運送業(従業員数20名程度)、平成22年に食品製造業(従業員数300名)からの立地要望があった。しかし、企業側からの希望供用開始時期までに用地の取得・造成に間に合わなかったほか、食品製造業については、事前調査により、高梁市を管轄するハローワーク管内で100人程度しか人員の確保ができないことも判明。さらに、本年度既立地企業から事業拡張の考えを受けるが、人の確保ができない見込みであることから断念。

5. 問題点・課題点の指摘

- 1. 農業振興地域内への工業導入が円滑、迅速に行える法整備等が必要。 体制を整えること。また、実施計画等の策定にあたり、その内容の簡素化を図ること。
 - →農村地域工業等導入促進法による基本計画→実施計画→農業振興 地域からの除外→農地転用→用地買収→土地造成 (早くて2年)
- 2. 一定規模未満の農村地域工業等導入促進法に基づく一連の計画、実施については市町村及び市町村農業委員会に権限を委譲すること。
 - →2ha未満程度の農地については市町村の単独計画可能とするなど
- 3. 農業が日本の基幹産業とはいえ、担い手不足から荒廃農地が増加している中で、土地の有効活用のためにも農地法の特例制度が必要。
 - →荒廃農地、未利用農地の有効活用のための新制度の創設など

- 4. 歴史的建造物の改築や建替え、空き地等への新築を行う場合は、建築基準法の防火規制等により、伝統的な形態意匠の継承や軒を連ねた町並みの連続性の維持が困難となっている。景観を形成する上で特に重要な建造物については、景観計画で位置づけられている「景観重要建造物」に指定し、歴史的建造物の保存・継承を図っていくことができるが、この指定までには至らない一般的な古民家等については、前述のとおり建築基準法の防火規制等により、外壁・軒裏・開口部等の伝統的な形態意匠の継承や軒を連ねた町並みの連続性の維持が困難となっているため、建築基準法の柔軟な運用ができるよう法の整備を行う。
- 5. 市営住宅の用途廃止手続きについて、耐用年数(木造30年、簡易耐火平 屋30年、簡易耐火2階45年、耐火構造70年)を経過しない市営住宅を 単独住宅に変更する際の国交省承認手続きを簡素・柔軟化する。
 - → 移住希望者のお試し住宅や企業向けの集合住宅として活用できる

- 6. 国庫補助を受けて行う道路改良事業においては、道路構造令に則り設計・施工がなされている。しかし、基準があるがゆえに無駄と思えるような莫大な事業費が必要な箇所がある。
 - → 補助事業の採択に当たっては、道路構造令で定める全国一律の基準に縛られているが、地域の実情に即した道路構造令の柔軟な運用により事業費の縮減が図られる。



- 7. 670橋の橋梁ストックがあり、確実に老朽化が進んでいる。また 2,007路線、1,507kmの市道の維持管理についても、多大な 費用が必要である。
 - → 点検及び修繕にかかる補助制度の創設とともに、高速道路を跨ぐ 跨道橋については、国が一括で点検と修繕を行うことが効率的であ る。また舗装修繕等に補助制度が創設されれば、適切な維持管理が できる。

